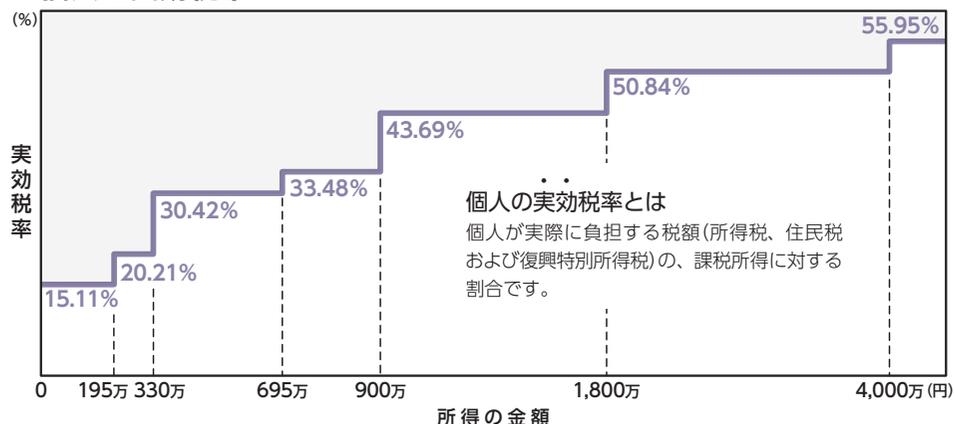


所得税率 税率構造

個人の実効税率



C O L U M N

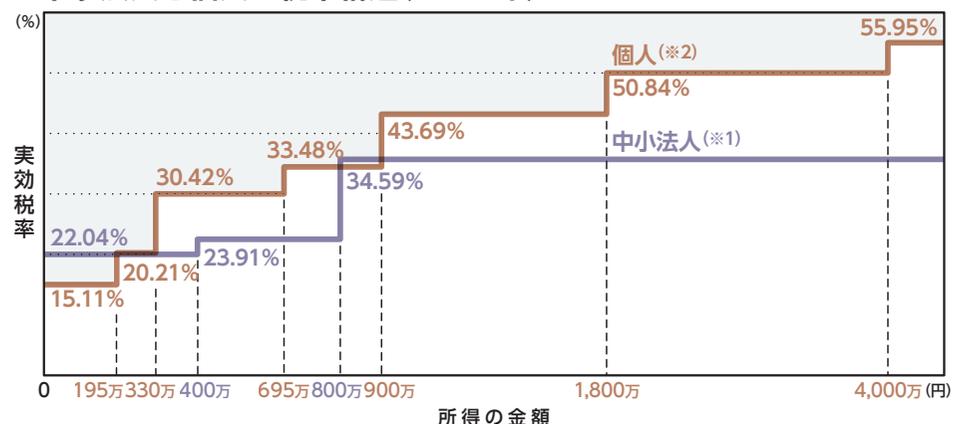
【子育て支援に関する政策税制】

子育て世帯等を対象とした下記の支援税制について1年間の時限的な措置が講じられます。

- ① **住宅ローン控除(2025年分の所得税)**
借入限度額の上乗せ措置が延長されます。
- ② **住宅リフォーム税制(2025年分の所得税)**
一定の子育て対応改修工事が対象となる措置が延長されます。
- ③ **生命保険料控除(2026年分の所得税)**
新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。(合計適用限度額は12万円で変わらず)

〈中小法人と個人の比較〉

中小法人と個人の税率構造(2025年)



(※1) 中小法人の実効税率は、以下の①から③を前提としています。

- ① 地方税の税率は、超過税率(東京都)としています。
- ② 資本金が1億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下としています。
- ③ 外形標準課税対象外法人としています。

(※2) 個人の実効税率は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた税率です。

個人事業税の課税対象となる所得があり、当該所得金額が290万円を超える場合は、290万円を超える部分に事業種目に応じて3%から5%の課税が別途されます。

中小法人と個人の負担税額

課税所得金額	負担税額(※3)	
	中小法人	個人(※4)
200万円	45万円	30万円
400万円	90万円	78万円
600万円	139万円	139万円
800万円	189万円	203万円
1,000万円	263万円	280万円
5,000万円	1,735万円	2,308万円

(※3) 実際の負担税額は、各種控除の利用状況などにより変動します。

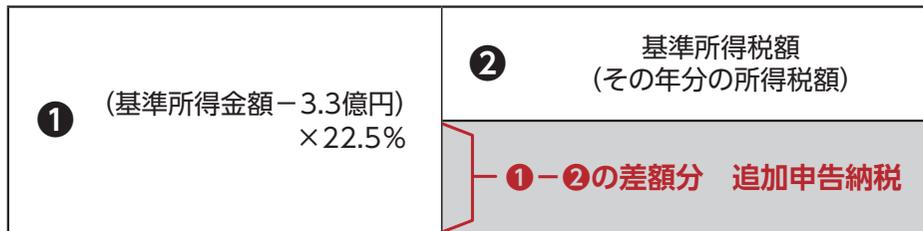
(※4) 個人の負担税額は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた金額です。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について所得税負担の適正化のための措置が設けられました(いわゆるミニマムタックス)。

(1)概要

基準所得金額から**3.3億円**を控除した金額に**22.5%**の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることになります。



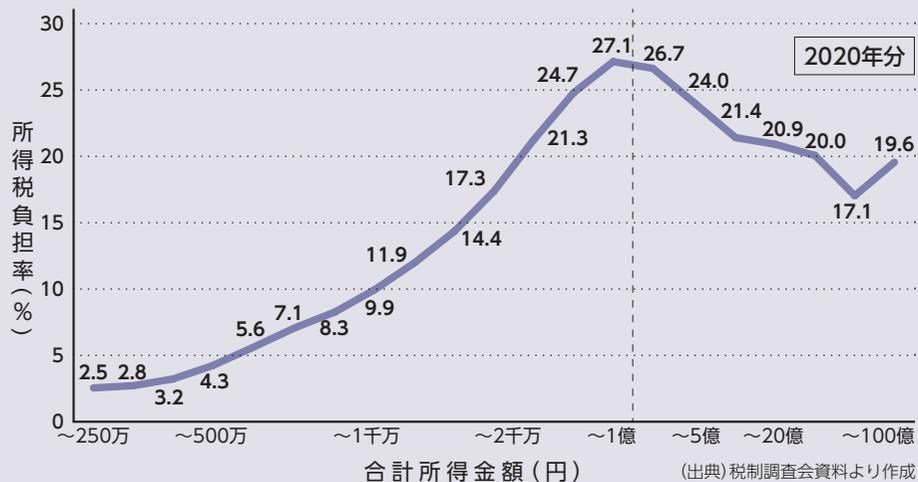
(2)基準所得金額の範囲

基準所得金額は、**申告不要制度を適用しないで計算**した合計所得金額をいいます。

基準所得金額とは？	
含まれる所得	株式譲渡所得、土地建物の譲渡所得、配当所得、給与・不動産所得、その他の各種所得の合計額(一定の特別控除後の金額)
除かれる所得	NISA制度及びスタートアップへの再投資に係る非課税措置における非課税金額

〈背景〉1億円の壁問題

高所得者層において所得に占める**分離課税等**(株式・不動産の譲渡所得等)の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する傾向がみられます。



〈具体例〉給与収入2,000万円と分離課税所得50億円までの所得税負担率の推移

分離課税所得が**約10億円超**から追加の税負担が必要となります。



適用時期 **2025年分の所得税から適用されます。**

2025
改正

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

パートやアルバイト従業員の就業調整の一因と言われていた、いわゆる103万円の壁を引き上げる方向で協議が開始されました。

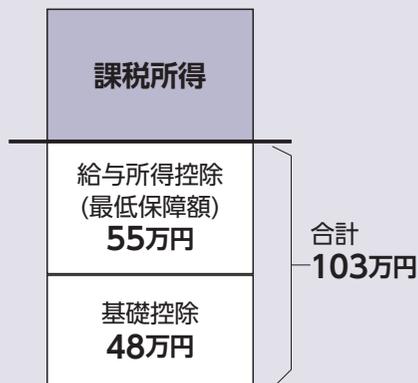
103万円の壁とは？

所得税では、給与所得者の場合、給与所得控除の最低保障額と基礎控除によって、103万円以下の給与収入には所得税が課されません。

改正前の問題点

- これらの控除は定額のため、インフレ局面では実質的に税負担が増えることになる。
- 就業調整の一因となり、人材不足に拍車をかけているとの指摘があった。

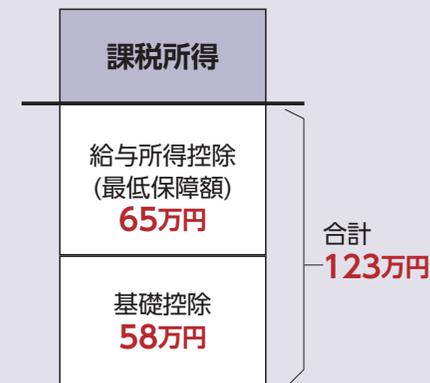
改正前 給与収入103万円超で課税



見直し

- (1) 基礎控除
- (2) 給与所得控除

改正後 給与収入123万円超で課税



(1) 基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下である個人について、所得税の基礎控除の額が引き上げられます。

控除額の引上げ

合計所得金額	控除額	
	所得税	住民税
～2,350万円以下	改正前 48万円 → 改正後 58万円	43万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超～	0円	0円

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、所得税および住民税の最低保障額が引き上げられます。

最低保障額の引上げ

	改正前	改正後
所得税	55万円 → 65万円	
住民税	55万円 → 65万円	

適用時期 2025年分以後の所得税および2026年分以後の個人住民税について適用されます。

「年収の壁」103万円から160万円に

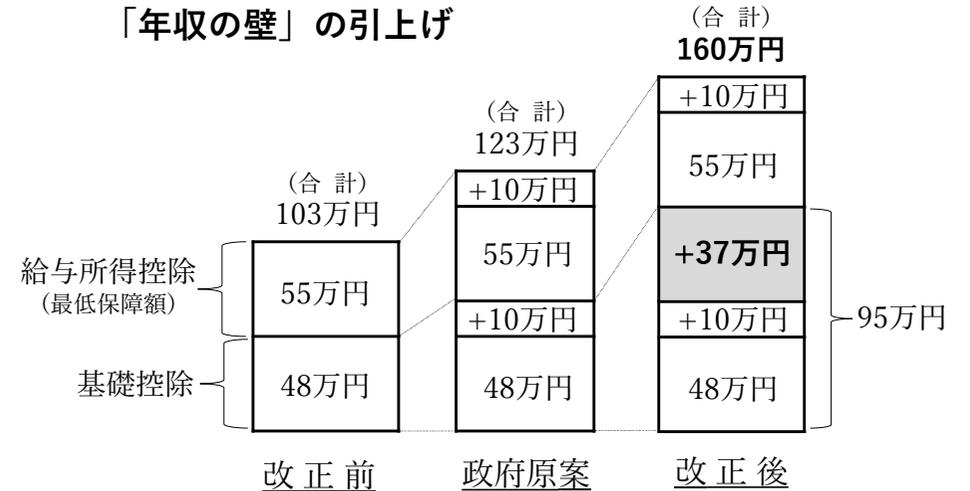
自民、公明両党は、大綱に基づく政府原案に、更なる基礎控除の上乗せを行った修正案を国会に提出しました。同法案は、3月31日賛成多数で可決・成立しました。

上乗せの内容

- (1) 生活保護基準や最低賃金の水準等が勘案され、給与収入200万円以下の個人の基礎控除について、37万円が上乗せされます。
- (2) 物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、給与収入200万円超850万円以下の個人の基礎控除について、下記の表の区分に応じそれぞれの金額が上乗せされます。

(1)は2025年分以降、(2)は2025年分および2026年分の所得税について適用。

「年収の壁」の引上げ



所得税の基礎控除の額

(参考) 給与収入	合計所得金額	政府原案	改正後 (上乗せ措置)
～ 200万円以下	～ 132万円以下	58万円	95万円 (+37万円)
200万円超～ 475万円以下	132万円超～ 336万円以下		88万円 (+30万円)
475万円超～ 665万円以下	336万円超～ 489万円以下		68万円 (+10万円)
665万円超～ 850万円以下	489万円超～ 655万円以下		63万円 (+5万円)
850万円超～ 2,545万円以下	655万円超～ 2,350万円以下	48万円	48万円
2,545万円超～ 2,595万円以下	2,350万円超～ 2,400万円以下	48万円	48万円
2,595万円超～ 2,645万円以下	2,400万円超～ 2,450万円以下	32万円	32万円
2,645万円超～ 2,695万円以下	2,450万円超～ 2,500万円以下	16万円	16万円
2,695万円超～	2,500万円超～	0円	0円

注1) 恒久的措置
注2) 2025年分および2026年分の時限措置

2025
改正

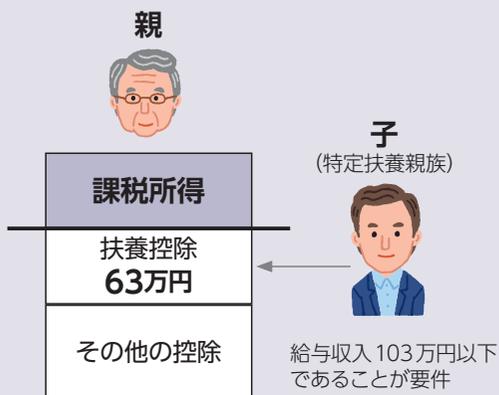
物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

大学生年代の子の扶養控除

居住者に大学生年代の扶養親族(特定扶養親族)がいる場合には、特定扶養親族一人につき63万円の扶養控除が適用されます。

改正前の問題点

- ・子の給与収入が103万円を超えると、親は扶養控除の適用が受けられなくなる。
- ・アルバイト等の就業調整の一因になっているとの指摘があった。



関連する見直し項目

(1)から(3)の改正に伴い、下記の項目の所得要件も見直されます。

	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下

(3) 特定親族特別控除(仮称)の創設

19歳から22歳までの親族等(大学生年代)について、既存の扶養控除(特定扶養親族)の他に、特定親族特別控除(仮称)が創設されます。

扶養控除および特定親族特別控除の所得要件と控除額

	親族等の合計所得金額	所得税の控除額		住民税の控除額	
		改正前	改正後	改正前	改正後
扶養控除(特定扶養親族)	58万円以下	63万円	63万円	45万円	45万円
特定親族特別控除 (仮称)	58万円超 85万円以下	—	63万円	—	45万円
	85万円超 90万円以下		61万円		
	90万円超 95万円以下		51万円		
	95万円超 100万円以下		41万円		
	100万円超 105万円以下		31万円		
	105万円超 110万円以下		21万円		
	110万円超 115万円以下		11万円		
	115万円超 120万円以下		6万円		
120万円超 123万円以下	3万円				

ポイント1

子の合計所得金額が85万円(給与収入150万円相当)までの場合は、その親が63万円の控除を受けられます。

ポイント2

子の合計所得金額が85万円を超えた場合は、控除額が段階的に逡減していきます。

適用時期 2025年分以後の所得税および2026年分以後の個人住民税について適用されます。

NISA 制度の利便性向上等

若年期から高齢期に至るまで長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう2024年からNISA制度が刷新されています。2025年度税制改正においては、利便性向上等のための措置が講じられます。

新制度のポイント

- point 1 口座開設がいつでも可能、非課税保有期間は無期限
- point 2 つみたて投資枠(年間)は旧制度の3倍! 成長投資枠(年間)は一般NISAの2倍!
つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能
- point 3 生涯非課税限度額は簿価残高方式で管理し、
売却した場合には翌年以降、枠の再利用が可能
- point 4 旧制度での新たな投資は2023年までだが、
投資済みの金融商品は旧制度で保有できる

2025
改正

(1) 金融機関変更時の即日買付

金融機関を変更した場合には、申込みをしてから買付が可能となるまで1~2週間かかっていました。改正後は**即日での買付が可能**となります。

(2) 最低取引単位の引き上げ

つみたて投資枠の最低取引金額が現行1口1,000円以下から**1口1万円以下**に引き上げられます。利用者はより多様な商品から投資対象を選択することができるようになります。

	旧制度 (~2023年)		並存	新制度 (2024年~)	
	つみたて	一般		つみたて	成長
口座開設期間	つみたて	旧制度で新規口座開設は2023年で終了 非課税保有期間が満了するまでは、 旧制度で保有できる	つみたて	いつでも開設可能	
年間投資上限額	つみたて	40万円	つみたて	120万円	最大 360万円
	一般	120万円	成長	240万円	
生涯非課税限度額	つみたて	最大 800万円	つみたて	最大 1,800万円 (うち成長投資枠 最大 1,200万円) 売却で枠の再利用可能	
	一般	最大 600万円	成長		
投資対象商品	つみたて	長期積立・分散投資に適した一定の投信	つみたて	積立・分散投資に適した一定の投信	
	一般	上場株式、ETF、REIT、株式投信	成長	上場株式・投信等(対象外:高レバレッジ投信等)	
非課税保有期間	つみたて	最長 20年間	つみたて	無期限	
	一般	最長 5年間	成長		
つみたて・一般(成長)の併用	不可		可能		

(注)原則として18歳以上(利用する年の1月1日時点)の日本居住者が対象です。

適用時期 2025年度改正項目については、適用時期未定。

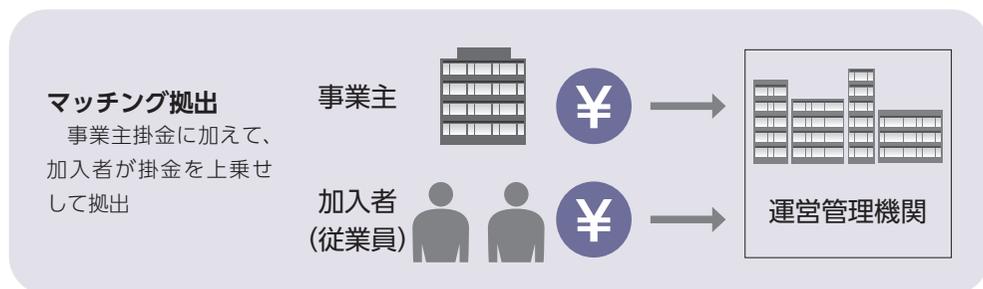
2025
改正

確定拠出年金制度等の見直し

老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案した確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等が行われます。

(1) マッチング拠出の拠出限度の要件廃止 (企業型確定拠出年金(企業型DC))

加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止



(2) 加入対象者拡大 (個人型確定拠出年金(iDeCo))

60歳以上70歳未満で現行のiDeCoに加入できない者のうち、以下の者を新たに対象者に追加

- ① 現行のiDeCoの加入者・運用指図者であった者
- ② 私的年金資産をiDeCoに移換できる者で、老齢基礎年金およびiDeCoの老齢給付金を受給していない者

(注) 現行制度の加入対象者は、原則20歳以上65歳未満

(3) 拠出限度額の引上げ 掛金上限(月額)

区分		改正前	改正後	
企業型DC	DB未加入者	5.5万円 $\xrightarrow{+7,000円}$	6.2万円	
	DB加入者	5.5万円-DB $\xrightarrow{+7,000円}$	6.2万円-DB	
iDeCo	第1号被保険者 (国民年金基金と合算)	6.8万円 $\xrightarrow{+7,000円}$	7.5万円	
	第2号被保険者	企業年金加入者 (企業型DC・DB) 【上限2万円】	5.5万円-(企業型DC+DB) $\xrightarrow{+7,000円 \sim 42,000円}$	6.2万円-(企業型DC+DB) 【2万円の上限撤廃】
		企業年金未加入者	2.3万円 $\xrightarrow{+39,000円}$	6.2万円
	第3号被保険者	2.3万円(改正なし)		

(注1) DB:確定給付企業年金 (注2) 第1号:自営業者等 第2号:厚生年金保険の被保険者 第3号:専業主婦(主夫)等

(4) 退職所得控除の見直し

確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)の老齢一時金は、退職所得として所得税が課されます。

退職所得控除の調整規定の見直し

退職手当等の支払を受ける年の前年以前9年内(改正前:4年内)に老齢一時金の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となりません。

適用時期

(1)から(3)の確定拠出年金法等の改正後も、現行の税制上の措置が適用されます。
(4)については、2026年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職金等について適用されます。